

## 実質化された仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	当初作成年月日	直近の更新年月日
仙台市	泉	H25.3（実質化R3.3）	R5.11（12回目）

### 1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	314.3ha
② アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	198.2ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	16.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2ha
④ 地区内において今後中心経営体が引受ける意向のある耕作面積の合計	20.5ha
<b>備考</b> （アンケート等で把握した地区の現状）	
・ 中間管理機構の活用意向（担い手）：約6割	
・ 中間管理機構の活用意向（出し手）：約3割	
・ 基盤整備の実施意向：あり（全域）	
・ 地域の特産としたい作物：グリーンカール、きゅうり、ミニトマト	
・ 有害鳥獣防止対策：一部電気柵を設置	

### 2. 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っており、新たな担い手確保の必要性は低い。ただし、引き受けにあたっては土地条件が悪い農地は基盤整備が必要である。
①担い手に集積しても、担い手の作業量には限界があるため、草刈りやため池・用水路の維持管理までできない。特に幹線道路の法面の草刈りは面積が広く負担が大きい。
②農業従事者の高齢化が進む一方で、後継者が育成できていない。
③新規就農希望者がいても、貸出可能な農地は条件が悪いところばかりで紹介できない。
④集落営農組織で農地を受けても、条件が悪い農地は耕作が大変である。また、中間管理事業での賃貸が進んでいない。
⑤イノシシ等の有害鳥獣の被害が増えている。

### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・(農)泉を中心として、認定農業者等中心経営体に集積を図る。
- ・畑については認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

### 4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

#### 農地の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田74筆 10.2ha、畑10筆 0.5haとなっている。

#### 中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

#### 鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・地域ぐるみの捕獲対策の取組を検討し、農作物被害の発生防止を図る。

### 5. 地域課題に対する対応方針

#### ①担い手は用排水施設の維持管理までは出来ず、草刈りの負担が大きい

ため池・用排水路の維持管理は地権者を含めて地域において共同で行い、草刈りについても可能な限り地権者の参画を促す。

#### ②高齢化が進む一方で後継者育成が育成できていない

地域の若手農業者を集落営農組織に参画するよう促し、組織の中で地域の後継者として育成する。

#### ③新規就農希望者への条件の良い農地が紹介できない

農地最適化推進委員が、農業委員会が実施する経営意向調査等において、離農予定の農地を把握し、必要に応じて優良農地を新規就農者に紹介する。

#### ④集落営農組織が受けても条件の悪い農地は耕作が大変である。また中間管理事業での賃貸が進んでいない。

条件が悪い農地は賃貸料を含め維持の在り方を検討する他、地権者の理解が得られれば、基盤整備を検討する。また、中間管理事業について周知を図り、担い手が安心して耕作できるよう中間管理事業での契約を推進する。

#### ⑤有害鳥獣の被害が増えている

被害が増えている地域では、地域ぐるみの捕獲対策の取組と防護柵の導入を検討する。